

公共交通機関等利用助成について

※必ず申し込みを先に行うこと。事後の手続きは出来ません。

▼利用の範囲▲

市内に住所を有する10人以上の高齢者（60歳以上）団体が、
教養講座への参加や研修などで貸切バスまたは借上バスを利用した際に
その経費の一部を助成します。

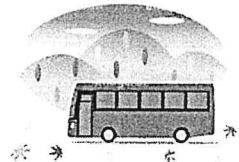
▼対象条件▲

日帰り・高齢者介護予防支援バスの利用ができない場合

※日帰りであれば、土日・祝日及び運行時間に関係なく利用可能

※年度中、1団体1回のみ利用できます。

当日キャンセル等で乗車人数が10人に満たない場合は助成が受けられません。



▼助成金額▲

基本運賃（上限5万円）の10分の10（千円未満切捨て）

※基本運賃には、施設への入場料・高速料・駐車料・諸経費は含みません。

《例》基本運賃 40,000 円の場合 $40,000 \text{ 円} \times 10 / 10 = 40,000 \text{ 円}$

《例》基本運賃 60,000 円の場合 $50,000 \text{ 円} \times 10 / 10 = 50,000 \text{ 円}$

《端数が出る場合の例》

39,960 円の場合 $39,960 \text{ 円} \times 10 / 10 = 39,960 \text{ 円}$

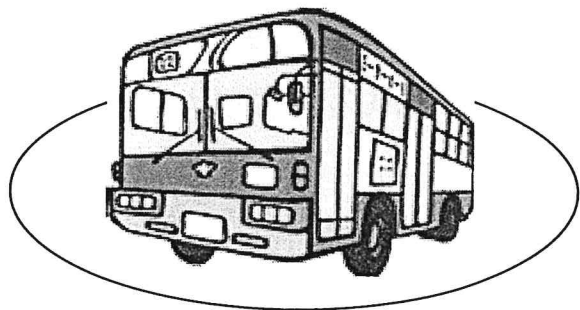
助成金額 39,000 円（千円未満切捨て）

▼申込手続き▲

申請書類を利用の14日前までに最寄りの申し込み先へ提出

【提出書類】

- ① 助成金交付申請書
- ② 見積書
- ③ 行程表
- ④ 乗車名簿
- ⑤ 事業の募集要項・案内文書・チラシ等



▼報告書▲

実施の翌日から10日以内に報告書類及び請求書類を提出

【提出書類】

- ① 実績報告書
- ② バス会社が発行した請求書（写）・領収書（写）・乗車証明等
- ③ 助成金交付請求書、通帳の中面（写）
- ④ 交付決定通知書（写）
- ⑤ 事業の経過または成果を証する書類（当日配布資料、参加人数の分かる集合写真等）

〔お問い合わせ・お申し込み先〕

鳥取市社会福祉協議会 地域福祉課

〒680-0845 鳥取市富安二丁目 104-2 (さざんか会館 1階)
電話 (0857) 24-3180 / FAX (0857) 24-3215

※鳥取総合福祉センター(さわやか会館1階)から変更になりました。

国府町総合福祉センター

〒680-0142 鳥取市国府町麻生 4-2
電話 (0857) 22-1880 / FAX (0857) 22-1889

福部町総合福祉センター

〒689-0106 鳥取市福部町海士 1013-1
電話 (0857) 75-2337 / FAX (0857) 74-6810

河原町総合福祉センター

〒680-1221 鳥取市河原町渡一木 277-1
電話 (0858) 76-3125 / FAX (0858) 85-0103

用瀬町総合福祉センター

〒689-1211 鳥取市用瀬町別府 96-2
電話 (0858) 87-2302 / FAX (0858) 87-2369

佐治町総合福祉センター

〒689-1313 鳥取市佐治町加瀬木 2171-2
電話 (0858) 89-1022 / FAX (0858) 89-1045

気高町総合福祉センター

〒689-0331 鳥取市気高町浜村 8-8
電話 (0857) 82-2727 / FAX (0857) 82-3171

鹿野町総合福祉センター

〒689-0425 鳥取市鹿野町今市 651-1
電話 (0857) 84-3113 / FAX (0857) 84-2453

青谷町総合福祉センター

〒689-0521 鳥取市青谷町露谷 53-5
電話 (0857) 85-0220 / FAX (0857) 85-0079